

## 船員法施行規則等の一部改正について

平成 2 4 年 6 月  
海事局 運航 労務 課  
海事人材政策課

### 1. 改正の経緯

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 2 1 年法律第 7 9 号）により、外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）が廃止され、外国人登録証明書が廃止されるとともに、在留資格をもって我が国に中長期在留する外国人には在留カードが、特別永住者には特別永住者証明書が交付されることとされた。

また、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 7 7 号）により、外国人住民が住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の適用対象に加えられ、住民票が作成されることとされた。

これらの法律が本年 7 月 9 日に施行されることから、船員法施行規則（昭和 2 2 年運輸省令第 2 3 号）、船員職業安定法施行規則（昭和 2 3 年運輸省令第 3 2 号）等における外国人の各種申請手続について、所要の改正を行うこととする。

### 2. 改正の概要

#### (1) 船員法施行規則関係

現行、外国人が船員手帳（身分不証明のものを除く。）の交付、訂正、再交付又は書換えを申請する際の必要書類の一つとして、外国人登録証明書又は旅券を求めているところ、これを旅券、在留カード又は特別永住者証明書を求めることに改める。

#### (2) 船員職業安定法施行規則関係

現行、外国人が船員派遣事業の許可申請をする際の必要書類の一つとして、外国人登録証明書の写しを求めているところ、これを住民票の写しを求めることに改める。

#### (3) 海事代理士法施行規則関係

現行、外国人が海事代理士の登録を申請する際の必要書類の一つとして外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書を求めているところ、これを住民票の写しを求めることに改める。

#### (4) 船舶料理士に関する省令関係

現行、外国人が船舶料理士資格証明書の交付を申請する際に、必要書類の一つである船員手帳を外国人登録証明書で代替可能としているところ、これを在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票の写しで代替可能とすることに改める。

#### (5) その他所要の改正を行う。

### 3. 今後の予定

パブリックコメント：平成 2 4 年 5 月 2 3 日～6 月 2 1 日

公布・施行：平成 2 4 年 7 月 9 日

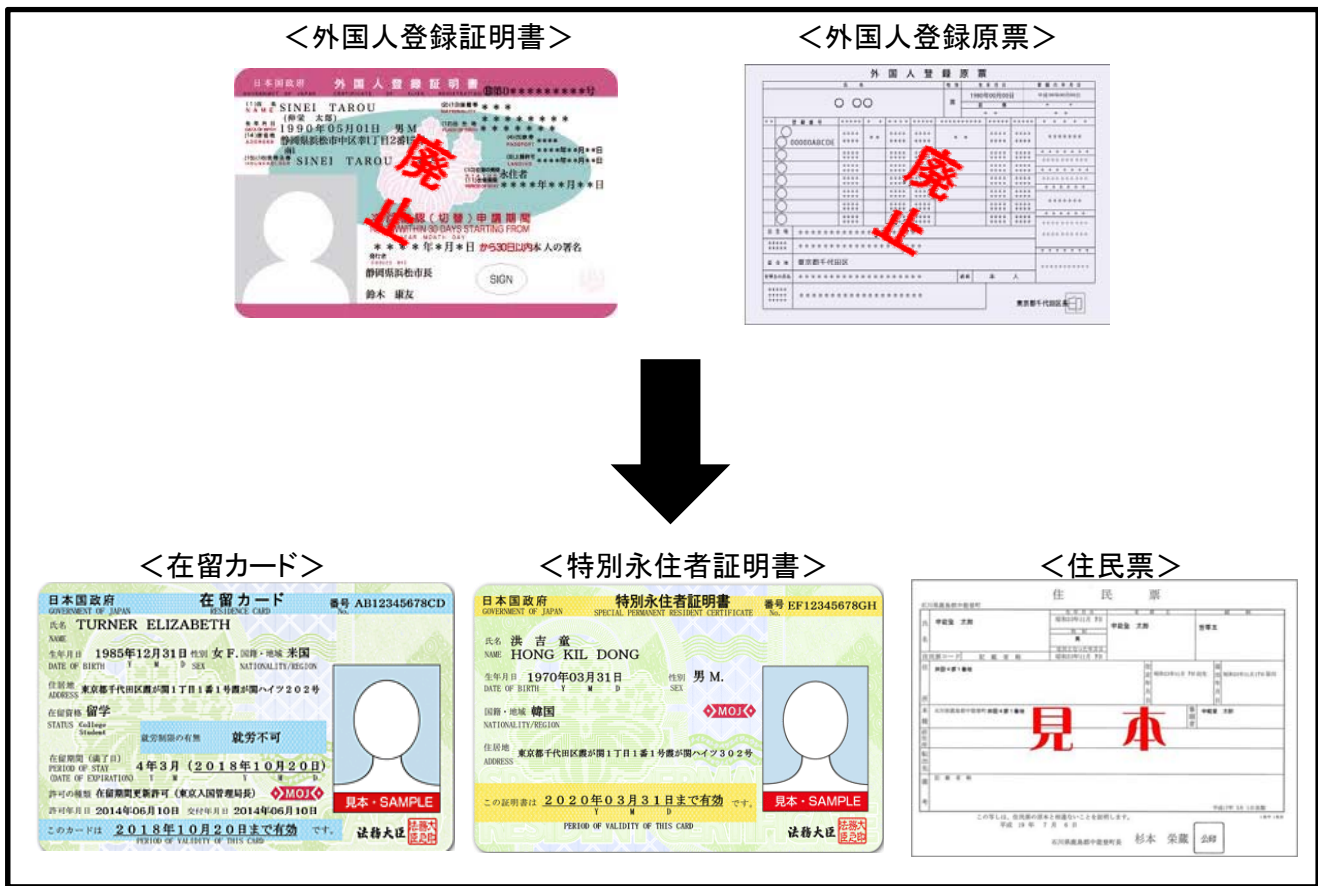
# 新しい在留管理制度の導入に伴う船員法施行規則等の一部改正

## 改正の経緯: 新しい在留管理制度の導入

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)及び住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)が**本年7月9日に施行**されることとなっています。

これに伴い、

- 外国人登録法(昭和27年法律第125号)が廃止され、**外国人登録証明書が廃止**されます。
- 在留資格をもって我が国に中長期在留する外国人には**在留カード**が、特別永住者には**特別永住者証明書**が交付されることとなります。
- 外国人住民が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用対象に加えられ、**住民票**が作成されることとなります。



## 海事関係法令における身分証明のための書類の変更

- 船員手帳の交付申請 (船員法施行規則)
- 船員派遣事業の許可申請 (船員職業安定法施行規則)
- 海事代理士の登録申請 (海事代理士法施行規則)
- 船舶料理士資格証明書交付申請 (船舶料理士に関する省令)

これらにおける身分証明のための書類を変更

外国人登録証明書  
又は外国人登録原票



在留カード・特別永住者証明書  
又は住民票